

刑事裁判における証明基準の研究 (二)

— 「合理的な疑い」の機能的検討 —

中川孝博

はじめに

第一章 日本における事実認定審査の現状

第一節 検討の方法

第二節 最高裁有罪判決破棄・無罪判決維持事例

第三節 最高裁無罪判決破棄・有罪判決維持事例

第四節 控訴審の裁判例

一 原判決に叙述が無い事情の指摘

二 原審が疑いを解消した過程／原審が提示した疑いに対する批判

(一) 原判決の叙述に対する具体的批判

(二) 原判決の証拠評価を直接具体的に批判しない場合の叙述

ア 全ての争点につき判断しない場合

イ 疑い／一般的説明の強制

ウ 一審の抱いた疑い／一審の合理的な説明の再提示

三 小括

第五節 一審で確定した無罪事例

第六節 日本の裁判例検討総括

(以上四七号)

(以上本号)

第二章 ドイツにおける事実認定審査の現状

第三章 英米において「合理的な疑い」基準が果たしている機能

第四章 「合理的な疑い」基準をめぐる諸問題の検討

むすびにかえて

第四節 控訴審の裁判例

前述のように⁽¹⁾、ここで検討対象とする事例は、原則として近年（原判決を基準に、昭和六〇年以降）のものに限ることとする。それは、この時期の裁判例は、最高裁が事実認定の適正化に対する積極的姿勢を示し始めた以後の時期のものであり、そして、注意則に関する研究が充実しはじめたことなどの影響もあつてか、以前の最高裁判決の⁽²⁾ように直感的・印象的判断手法を直裁に示すような叙述は少なくとも行っていないという意味で、「分析的評価」とい⁽³⁾うる叙述傾向を示しているからである。これにより、証拠評価のアプローチに関する対立という問題を捨象して、「ある疑いが合理的な疑いか否か」に関する叙述方法の問題に対象を絞ることが可能になる。検討対象とした事例を表4⁽⁴⁾に挙げる。

なお、検討対象事例の選別に関し、はじめに二点触れておきたい。

第一に、破棄理由は、必ずしも証拠評価の問題に直接関わるものに限られているわけではないという問題がある。

表4 控訴審事例一覧

事件名	出典
<p>有罪判決破棄</p> <p>星野事件</p> <p>[強姦事件]</p> <p>燃糸工連事件</p> <p>[覚醒剤所持事件]</p>	<p>a. 名古屋高金沢支判平3・3・26 (判タ786・260)</p> <p>b. 金沢地判平2・3・27 (判タ786・278)</p> <p>a. 大阪高判平4・2・28 (判タ829・277)</p> <p>b. 大阪地判平3・7・4 (判タ829・284)</p> <p>a. 東京高判平4・3・3 (判時1423・138)</p> <p>b. 東京地判平元・11・6 (判時1350・21)</p> <p>a. 大阪高判平7・6・14 (判タ894・279)</p> <p>b. 神戸地判平6・3・29 (判タ894・283)</p>
<p>無罪判決維持</p> <p>自民党本部放火事件</p> <p>皇居迫撃弾事件</p> <p>ロス疑惑銃撃事件 (Y被告人)</p>	<p>a. 東京高判平6・12・2 (判タ865・107)</p> <p>b. 東京地判平3・6・27 (判時1430・3)</p> <p>a. 東京高判平8・1・17 (判時1588・145)</p> <p>b. 東京地判平6・3・15 (判時1498・130)</p> <p>a. 東京高判平10・7・1 (判時1655・3)</p> <p>b. 東京地判平6・3・31 (判時1502・48)</p>
<p>無罪判決破棄</p> <p>板橋強制わいせつ事件</p> <p>甲山事件 (第一次控訴審)</p> <p>勉ちゃん誘拐殺人事件</p> <p>甲山事件偽証事件 (第一次控訴審)</p> <p>福井女子中学生殺人事件</p> <p>上磯保険金殺人事件</p> <p>リクルート事件 (労働省ルート)</p> <p>[放火事件]</p> <p>小田原タクシー強盗殺人等事件</p>	<p>a. 東京高判昭62・12・15 (判時1331・157)</p> <p>b. 東京地判昭61・12・11 (判時1331・151)</p> <p>a. 大阪高判平2・3・23 (判時1354・26)</p> <p>b. 神戸地判昭60・10・17 (判時1179・28)</p> <p>a. 大阪高判平3・9・26 (判タ832・229)</p> <p>b. 大阪地判昭63・4・26 (判時1294・146)</p> <p>a. 大阪高判平5・1・22 (判時1561・141)</p> <p>b. 神戸地判昭62・11・17 (判時1272・51)</p> <p>a. 名古屋高金沢支判平7・2・9 (判時1542・26)</p> <p>b. 福井地判平2・9・26 (判時1380・25)</p> <p>a. 札幌高判平7・3・7 (判タ911・221)</p> <p>b. 函館地判平4・3・13 (判タ818・129)</p> <p>a. 東京高判平8・10・8 (判タ926・107)</p> <p>b. 東京地判平5・12・16 (判タ843・132)</p> <p>a. 福岡高判平10・1・20 (判時1637・135)</p> <p>b. 福岡地久留米支判平8・5・8 (判時1584・154)</p> <p>a. 東京高判平11・4・28 (判タ1013・245)</p> <p>b. 横浜地小田原支判平8・3・8 (判時1569・131)</p>
<p>有罪判決維持</p> <p>無盡蔵店主殺人事件</p> <p>広田事件</p> <p>ロス疑惑殴打事件</p>	<p>a. 東京高判昭62・5・19 (判時1239・22)</p> <p>b. 東京地判昭60・3・13 (判時1154・3)</p> <p>a. 大阪高判平5・4・30 (判時1503・151)</p> <p>b. 大阪地判昭63・10・25 (判時1304・55)</p> <p>a. 東京高判平6・6・22 (判時1511・26)</p> <p>b. 東京地判昭62・8・7 (判時1248・38)</p>

例えば、ロス疑惑銃撃事件東京高裁判決は、訴訟手続の法令違反を理由として原判決を破棄しており、事実誤認を破棄理由としていない。本判決は、被告人Xを犯人とする証明がないとして自判（無罪）しているので、当然証拠評価につき叙述しているのであるが、事実誤認を理由として破棄していないので、「原判決の当該叙述には次のような問題がある」といった形で、原判決の叙述と関連付けて証拠評価に関する叙述を行ってはいない（無罪判決を維持した被告人Yについては別である）。このように、証拠評価につき重要な問題が含まれている事例であっても、本検討の対象に加えるのが適当でなく、除外せざるを得ないものがあつた。

第二に、控訴審で新たな証拠調べ等を行った場合の処理という問題がある。判断の基礎が大幅に変化した場合、原判決の証拠評価そのものに対する批判という形には必ずしもならない。したがって、このような場合（例えば大阪高裁平成四年三月一二日判決⁽⁵⁾や、「共犯者」の主張が控訴審段階で大きく変化した富山・長野殺人事件）についても、本検討の対象外とせざるを得なかつた。

一 原判決に叙述が無い事情の指摘

まず、有罪判決破棄・無罪判決維持事例からみていこう。最高裁判決・決定と同様、この類型に該当するものは多い。燃糸工連事件におけるE証言の信用性に関する高裁の判断もそうであつた。⁽⁶⁾事例を多数紹介する必要はないと思われるので、ここでは、いわゆる共犯者供述（A供述）の信用性を否定した大阪高裁平成七年六月一四日判決⁽⁷⁾を紹介するに止める。本判決は、A供述の信用性を否定した理由の一つとして、「Aは、覚醒剤の仕入れ代金を全額出し、天秤で計算して小分けし、ビニール袋を作つて入れ、保管していたというのであり、いわば密売元であり、その手先に

すぎない被告人と比べ相当重い責任を負担しながら、儲けを折半にすることで了承したという点も直ちに理解できない⁽⁸⁾と述べた。この点に関し原判決には叙述がない。また、これだけに限らず、原判決理由には、自白内容自体の合理性・自然性⁽¹⁰⁾について検討を加えたあとがみられない。上述の本高裁判決の批判は、この点に由来するものと解される。

この類型に属する叙述は、他の類型のものと比較して、具体的かつ詳細である。原判決を破棄する際に最も書きやすい類型といえる。

なお、無罪判決維持事例であるロス疑惑銃撃事件（被告人Yに対するもの⁽¹¹⁾）における東京高裁判決に、注意すべき点がある。原判決は、パンの用途に関するYの供述につき不合理な点があるとしながらも、「客観的には不可能であったことを）主観的にはできないのではないかと考えて行動した余地を完全には否定できない⁽¹³⁾」と判断した。これに対し検察官は、控訴趣意書において新たな主張を挙げ、原判決の不当を論じた。東京高裁は、原判決にはない新たな事情⁽¹⁴⁾を挙げ、「ひよつとするとOG3W号の運行の遅れの情報が何らかの形でYに伝わり、そのためYができるかどうか分からないがともかくやってみようと考えて行動した可能性を、それは大きな可能性とは認められないけれども、全面的には否定しきれないと考えられるのである⁽¹⁵⁾」と述べ、「原判決の判断は、その意味で誤りではないといえる⁽¹⁶⁾」と結論している。つまり、新たな事情を挙げて判断した結果、結論としては原判決のそれと同一になったので、原判決を正当と評価した、という構造になっている。新たな事情は、「検討すべき点を原判決は検討しなかった」という批判の意味で挙げられているのではなく、検察官の控訴審段階における新たな主張に対応して控訴審が検討したことによるものである。

さて、無罪判決破棄・有罪判決維持事例においては、この類型に該当する叙述はあまりみられない。一審判決が無罪判決の場合、原判決が既に相当具体的な事情を検討したうえで具体的疑いを挙げていること、及び、控訴審において新たな証拠調べが行われた場合でも、決定的事情が出てこなかったことが原因であるように思われる。この類型に該当するものが含まれるのは、ある放火事件における福岡高裁判決⁽¹⁷⁾くらいであろうか。原判決は、被告人の自白の信用性を否定する根拠の一つとして、放火を事前に計画した者としては放火の材料を全く用意せず、かつその確実な入手の見込みもないまま現場に赴いたのはおかしいと説明した。⁽¹⁹⁾これに対し控訴審判決は、マツチが現場にあると思っていたし、あるいは現場ビル二階の事務所にあることがわかっていた等の事実が認められるとし、特に不自然とはいえないと判断している。⁽²⁰⁾

二 原審が疑いを解消した過程／原審が提示した疑いに対する批判

(一) 原判決の叙述に対する具体的批判

まず、有罪判決破棄・無罪判決維持事例からみていく。最高裁の同種事例で用いられていた「一般的説明の否定」⁽²¹⁾についてみてみよう。

星野事件において、被害者証言につき、内容の具体性、詳細性、供述態度の誠実性等を理由に信用性を認めた原判決⁽²²⁾に対し、控訴審判決は、「原判決がいう供述内容の特徴や供述態度の在り様というものは、それ自体で供述の信用性を強く担保する程の判断基準になるものではなく、むしろそれは、個々に供述内容を検討したうえでの結論的評価ともいうべきものであるところ」⁽²⁴⁾と述べている。この叙述は、具体的事情につき検討せずに内容の具体性等に

つき結論している原判決の叙述は、そのままでは「一般的説明」に該当するとの趣旨に解することができよう。

次に、自白の信用性が争われた、ある強姦事件を挙げる。一審判決は、自白の内容に関して二点疑問をまず挙げた。⁽²⁵⁾

第一に、自白によれば、コンドームを袋から取り出して装着し、姦淫後、これを取り外して捨てたという一連の犯行を、軍手をはめたまま行ったことになっているが、これは不自然であるとした。そして、この点について被害者は、犯人が素手であることを前提した供述をしていること、被告人の自白においても、コンドームを取り出したりしたとき手袋をどうしたか明示的な記載がないこと等から、手袋をはめたまま犯行を行ったという部分は、指紋が検出されていないために取調官が誘導した疑いをぬぐいきれないとした。⁽²⁶⁾

しかし、一審判決は、「それにしても、被告人が何故容易に誘導されたかについて、やや疑問は残る。しかし、いずれにしても、『やや不自然』『やや疑問』という程度を越えるものではなく、後に述べる諸点を考えれば、被告人の自白全体の信用性を左右するほどのものとは考えられない⁽²⁷⁾」として、その疑問を克服した。

第二に、犯行現場を出てから職務質問を受けるまでの逃走経路に関する部分について、自白によれば、「すぐ寮に帰るとまづいと思ひ、時間をつぶそうと思つて寮の前を通り過ぎ、途中手袋やコンドームの袋を捨て、自転車で進むうち、こんなに朝早くからうろちよろしていてもかえつて変に思われると思ひ、寮に帰つたら、寮の前で職務質問を受けた」ということになっている。しかし、自転車で移動した経路は自白によればたかだか一・五キロ程度しかなく、途中格別時間を費やした事情について何も述べていないから、犯行から職務質問まで一時間経過しているという事実と符合しないとした。しかし一審判決は、「ことがらが犯行後の逃走経路に関することであり、その重要性を過大視すべきでない。この点も、自白全体の信用性を大きく損なうものではない⁽²⁸⁾」として、この疑問を克服した。

これに対し二審判決は、「原判決の(29) 疑いがあるとの) 指摘はもつともである」が、「問題は、この疑問点の自白全体の信用性との関係での評価である」(30) として、次のように述べた。

右二点の意味するところは、取調官が被告人を容易に誘導しえたということと、取調官が気づかなかつたため誘導できなかったところは、不自然なままに残っている(およそ真犯人による真実の自白であれば、取調官が気づかなかつた点についても、他の証拠と整合していることが多いはずである)であり、被告人の自白にいわゆる秘密の暴露ないしこれに準ずると目される部分が全く見当たらないことをもあわせて考えると、被告人の自白は取調官の誘導と被告人の迎合等の産物ではないかとの疑いを否定し去ることは困難である。(31)

これは、二つの疑いの総合評価を問題にしたものといえる。「ことがらが犯行後の逃走経路に関することであり」などといった一般的説明によって、総合評価したならば得られるはずの疑いを克服することを批判したものである。

さらに、前述の大阪高裁平成七年六月一四日判決を挙げる。いわゆる共犯者供述(A供述)の信用性が問題になつた事例である。原判決は、Aが途中で供述を変更した点につき、「Aは、本件においては現に覚醒剤を押収されている以上、事実を率直に述べて反省、改悛の情を示し、そのことで裁判所に量刑上有利に斟酌してもらおうと考えることも十分にあり得ることであつて、当初被告人を庇うためにDなる人物から入手したと虚偽の供述をしていたのに、真実を述べるために被告人から入手した旨の供述に変更したという供述もそれなりに領ける」と判断した。(32) この点につき、大阪高裁は、「証拠上、Aに本件の全責任を被つてまで被告人を庇わねばならないような事情は全く見当たらず、右証言は容易に信用できない」と述べた。(33) 「それなりに領ける」という、具体的事情に基づかない叙述が批判されたものと解される。

なお、当該事情が一定の命題を証明する蓋然性の程度につき原判決を批判することが単独でなされるケースは(34) みら

れなかった。新たな事情（本節一参照）が付加されたうえで、蓋然性の程度につき論じられている場合が多い。

控訴審の事例では、最高裁の事例とは異なり、このような「一般的説明の否定」に関する叙述による以外の方法もみられる。例として、無罪判決維持事例であるロス疑惑銃撃事件東京高裁判決（被告人Yに関する部分）を挙げる。パンの使途に関するYの供述につき原判決は、「ことさら虚偽の供述をしていると断定するにはなお躊躇を覚えざるを得ない」と判断した⁽³⁵⁾。これに対し検察官は、Yが虚偽の供述をしていると主張していたのではなく、正当な用途に使われた可能性が客観的にないことを論証したのであるから、原判決は検察官の主張を取り違えたと批判した⁽³⁶⁾。東京高裁判決は、原審における検察官の主張に対し原判決が直接判示していないことを認めつつ、次のように述べ、控訴趣意書における検察官の右主張を排斥した。

原判決が、Yの主張に答える手順としてまずY供述を取り上げて検討し、Yが推論して述べる用途が、関係証拠に照らして肯定できるかどうか、そこに虚偽があらわれないかどうかを先に判断し、もし肯定できるとの結論に達すれば、そのことは同時に検察官の主張に対する判断にもなっていると考えるのは合理的であるとともに、こゝでの検討目的を手早く達するのに適切な手法であったといえる⁽³⁷⁾。

ここでは、原判決の「証拠評価」そのものではなく、いわば「証拠評価過程に対する解釈」が検討の対象となつていいる。原判決の証拠評価過程に対し、ここまで具体的に検討・叙述している例は、最高裁の事例にはみられなかった。検察官の控訴理由は事実誤認であり、検察官が挙げた上記主張は、事実誤認を論証するための前提にすぎないとみることもできる。そうであるならば、控訴審は、この前提につき具体的に批判せずとも、結論的に事実誤認はないと叙述することも可能であったはずである。その意味で、本判決は控訴審の事例における叙述の特徴を抽出する際に重要な意義を有する。

無罪判決破棄・有罪判決維持事例の検討にうつろう。「一般的疑いの否定」の類型⁽³⁸⁾に該当する叙述はあまりみられない。この類型に該当する叙述が含まれるのは、リクルート事件労働省ルート控訴審判決⁽³⁹⁾くらいであろうか。本件原判決⁽⁴⁰⁾は、本件以前のある出来事についてはその場所を明確に記憶しているのに、本件勧誘を受けた場所につき供述変遷がみられるのはおかしいという理由を挙げ、C供述の信用性を否定している⁽⁴¹⁾。これに対し控訴審判決は、前者については具体的な行為を伴ったもので記憶しやすいが、後者は口頭によるものであるから、同一に論じることではできない⁽⁴²⁾と、当該具体的事情に基づいて原判決の叙述を批判している。

控訴審判決の中で多くみられるのは、一定の事情が一定の命題を証明する蓋然性の程度につき具体的理由を挙げて批判するものである。最高裁の事例においては、有罪判決破棄事例の場合にはこの類型に該当するものはみられたが⁽⁴³⁾、無罪判決破棄事例にはみられなかった。

勉強ちゃん誘拐殺人事件控訴審判決⁽⁴⁴⁾を挙げる。本事件では、自白の信用性が主に争われた。争点の中に、犯行態様に関する自白内容の問題があった。一番において検察官は、自白調書の中の「被害者の胸や腹を突き刺す前に脅したため背中をつついた」という部分と、「被害者の後ろからナイフを持った右手を前に回してその胸や腹を突き刺した」という部分について、これらの点は客観的証拠からはわからず、被告人の供述によって初めて明らかになる事実であると主張した。

これに対し、一審判決⁽⁴⁵⁾は次のように判断した。まず、①「背中をつついた」という部分については、当初被告人は、「背中」ではなく、「胸か腹のあたり」を突いたと述べていたのであり、必ずしも一貫性がないこと、及び、以前の供述は、逃げようとする被害者を追い掛け、その左腕をつかみ、いきなりナイフで滅多突きにしたという唐突な内容で

あつたこと、という二点を挙げ、一方、②「後ろから手を回して」という部分については、犯行の場面としては格別特異なものではないことなどを挙げ、「取調官から激しく追及され、犯罪者の心理を考え、想像で述べた」という被告人の弁解を否定することはできないと結論した。⁽⁴⁶⁾

これについて二審判決は次のように述べた。①については、「真偽はともかく、客観的証拠で明らかにできないもので、捜査官がこの点を誘導したとは考えられない」とする。②については、被害者の刺創が被害者と相対して正面から突いてもできる傷であることを考えると、何故被告人がわざわざ想像で後ろから手を回して刺したと供述しなければならぬのか疑問が残るといわざるをえず、したがって被告人の弁解は不自然とされた。⁽⁴⁷⁾

この二審判決の叙述は、当該事情の蓋然性評価につき具体的に批判しているようであるが、その内容には問題がある。

①につき、二審判決は「誘導したとは考えられない」とするが、誘導したとの疑いを一審判決が挙げたと解することは必ずしもできない。供述の変遷という事情から導き出されているのは「取調が激しいため、被告人は想像で述べた」という疑いである。しかし二審判決はこの疑いを②の点にしか結びつけていない。そして②については、相対して正面から突いてもできる傷であることから、「わざわざ」後ろからと供述したのは不自然としているが、正面からでも「できる」傷であるという論拠によって、一審判決の「後ろからでも格別不自然とはいえない」という主張を排斥することはできない。「わざわざ」というためには、少なくとも当該状況に鑑み正面からのほうが「自然である」との論拠が必要であろう。このように、二審判決の叙述は、一審判決に対する有効な批判になっていない。⁽⁴⁸⁾

次に、甲山偽証事件を挙げる。本件では、甲山学園管理棟事務室における四件の電話の順序が争点となったが、こ

の点に関し、検察官は、その主張する順序の根拠として、電話をかけた一人である乙谷の供述とそれを裏づける乙谷の手帳を挙げたので、その評価が問題になった(乙谷の電話の内容につき、連絡先として相手に北山学園の電話番号を伝えたことについて争いはない)。一審判決は、次のように評価して、信用性なしと判断した。

まず乙谷供述の信用性について、次の三点を挙げる。①同人は、四九・七・二検面で右趣旨の供述をしている以外、他のいかなる場面でも、かかる供述をしていない。したがって、その真実性及び本件全体の証拠構造上の位置づけを吟味する上で慎重を要する「孤立した供述」であるとも言える、②甲山学園の職員が学園内で電話をかけ、学園外の者に自分の側の電話番号を教える場合には、特段の事情がない限り、たまたま北山学園の回線を使用して外部と通話していたとしても甲山学園用の電話番号を教えるのが通常ではないかと考えられる、③前示乙谷供述の文脈には、「……と知っている」など推理・推測を述べる際に用いられる記述が目立つ⁽⁵⁰⁾。

また、乙谷の手帳の記載についても三点挙げている。①右手帳は乙谷個人の私的な手帳であり、押収してある手帳三冊には、本件の事実経過と思われるものから乙谷自身の独白に至るものまで種々雑多な事項が雑然と記載されており、その中には、同人自身が「推理を書き留める」と明記しているように、本件に関する乙谷の推測ないし推理にわたる内容が書かれていることも十分に考えられることである。したがって、右手帳中の記載をもって直ちに乙谷自身の体験事実やその記憶を書き留めたものと即断することは許されない。

②当該文言からは、大阪放送に対して北山学園の電話番号を教示したという事実から、右電話の際北山学園の回線を使用したということを(いわば論理的に)導き出していると解し得る余地も否定できないのであって、右手帳の記載自体から乙谷の思考過程・記憶喚起の過程を一義的に確定することは困難である。

③前示手帳をみると、(a)乙谷自身は自身の電話の時刻につき、少なくとも午後八時以降であると考えていたと思われるふしがある。(b)乙谷は乙山電話が午後八時ごろのものであった事実を知っていたと推認できる。(c)乙谷は各電話の時刻について大きな関心を抱き、その関係での情報収集に心を砕いていたと窺われる。捜査機関が、乙山電話が北山学園の回線を使用してなされた事実を確知したのは、第二次捜査の過程にはいつてからのことであり、昭和四九年五月ないし七月当時、右乙山電話の使用回線に関する事実は乙谷の知るところではなかったと窺われること、乙谷には事実関係を自己の主張に合わせて構成するという主観的傾向が見られることなどの事情に照らすと、乙本の無実を訴える一連の活動の中において、「大阪放送には北山学園の電話番号を教示していた」という事実を知った乙谷がその理由などを推理する過程で、乙谷が大阪放送に電話をかけようとした際には、たまたま乙山が甲山学園の回線を使用して乙木と通話していたことから同回線が詰まっております、そこで北山学園の回線で丙谷電話をかけたと推理したという蓋然性も一概に否定できない⁽⁵¹⁾。

このように評価し、「以上のとおりであるから、電話の順序に関する検察側の主張の根拠とされている乙谷供述は、他人の記憶を正確に述べたというよりは、『時間帯の上で、大阪放送電話は乙山電話と重なり合っていたのではないか』という乙谷の推理・推測に基づく供述であるとの疑いが残ることを否定しがたい」と判断した。

これに対し第一次控訴審判決⁽⁵³⁾は、一番の評価を「いずれも一概に否定できず」、「一応説得力がある」としながらも、次のように述べた。

乙谷が電話で北山学園の電話番号を教示したことは動かし難い事実であるところ、北山学園の回線を使用していたためにそのような教示をしまったということは、それなりに自然な経緯であると理解でき、甲山学園の職員

が北山学園の電話番号を教示するという特異な事態の説明として合理性がないとは言いがたい。また、少なくとも電話の最中に外線ランプが点灯していたとの事実は、乙谷が自己の固有の記憶を喚起したため手帳に記載し、検察官に供述したということは十分に考えられるところであり、これさえも推理による創作とするのはかえって行きすぎた想像であるとの感も免れない。⁽⁵⁴⁾

この二審判決の指摘は、「それなり」に自然な経緯であるということなどから、実質的に、乙谷が北山学園の電話番号を伝えた理由につき、具体的な反対仮説を要請するものといえる。

しかし、「それなり」という程度が、最高裁の諸事例がいう「被告人に不利益な具体的事情」⁽⁵⁵⁾に該当するかは疑問である。また、電話番号を教示したことから北山学園の回線を使用したと推理したのではないかと、具体的な根拠を挙げて説明した一審判決の叙述に対し、北山学園の回線を使用したから電話番号を教示したというのは自然であるという言明を提示しても、一審判決の当該判断は覆されるものではない。推理したという一審の判断の根拠を直接否定する叙述がなされねばならないのではないだろうか。

以上のように、一審無罪判決の疑いを具体的に批判する場合、その叙述に無理があるもの、または、実質的には被告人に有利な具体的仮説を要求するものが多くみられる。

(二) 原判決の証拠評価を直接具体的に批判しない場合の叙述

ア 全ての争点につき判断しない場合

有罪判決破棄・無罪判決維持事例については、最高裁の同種判決・決定とは異なり、この類型に該当するものはほとんどみられない。原審の判断を逐一とりあげ、それを具体的に検討するという場合がほとんどである。⁽⁵⁷⁾

無罪判決破棄・有罪判決維持事例についてはどうか。これも同様、そのほとんどにおいて、一審で挙げた争点全て

について判断されている。⁽⁵⁸⁾ 例外として、甲山事件第一次控訴審判決や、⁽⁵⁹⁾ 前述の甲山事件偽証事件第一次控訴審判決が挙げられる。ここでは、甲山事件第一次控訴審判決における被告人の自白の信用性に関する諸問題のうち、動機に関する部分を取り上げる。

一審判決は、自白調査に書かれている動機が不自然だとした。不自然な動機供述がなされた理由として、被疑者から引き出すべき内容を捜査官側が取調べ前に検討していた可能性があり、その内容を被疑者に対し誘導していったのではないかという仮説を、具体的な事情を挙げたうえで提示している。⁽⁶¹⁾ これに関する第一次控訴審判決の叙述はない。当該動機は必ずしも不自然とはいえないという説明があるのみである。⁽⁶²⁾

なお、一見具体的な批判のようにみえても、実質は「一言で片付ける」(「全ての争点につき判断しない場合」⁽⁶³⁾ の一類型) のと変わらないものが散見される。

例えば上磯保険金殺人事件において、共犯者Dの供述のうち、被告人がDに殺人を依頼した部分について、一審判決⁽⁶⁴⁾ は「昭和六〇年一〇月か二二ころには、被告人はいったんはF5のE1殺害を引き受けるといふ話を断っているのである。それから昭和六一年二月か三月までに、被告人のE1に対する心情を変化させる事情はあったにせよ、いわゆる堅気の被告人が、わずか数カ月の間に、自らE1殺害による保険金騙取を考え出したのはいかにも唐突な感が否めない⁽⁶⁵⁾」との疑問を示した。

これに対し、二審判決は、⁽⁶⁶⁾ 「昭和六〇年一〇月か二二ころ、E1からの債権回収に苦慮し、同人の態度に憤りの気持ちを募らせたあげく、関係が深かった暴力団関係者のF5、Dを相手に、E1を殺害して保険金を手に入れることを話題にしたことなどもあったこと、被告人は、その際には、報酬一億円でE1の殺害を引き受けるといふF5の

申し出を断ったのではあるが、その後、E1の不履行債務は更に増加し、KW商事の経営状態も更に悪化して、被告人がE1に対する憤りを一層募らせていたこと等の、関係証拠上明らかな諸事情に照らすと、二月末か三月初めの時期に被告人がDの供述するような言動に及んだとしても、これをもって原判決がいうように『いかにも唐突』などと評価するのは当たらない⁽⁶⁷⁾と述べている。この説明において検討されている事情は全て第一審でも検討・叙述されている。これでは、単に「一審は唐突というが、そうとはいえない」と言うのと相違はない。

イ 疑い／一般的説明の強制

有罪判決破棄・無罪判決維持事例においては、最高裁の場合と異なり、「一般的疑い」それ自体を「合理的な疑い」としている事例はなく、また、原判決の証拠評価を具体的に批判することなく、そのような疑いを提示する事例もない。被害にあつた地点についての被害者証言の信用性に関する星野事件控訴審判決の叙述を次に引用するが、有罪判決破棄の事例は多かれ少なかれこのような具体的批判になっている（本節二（一）参照）。

原判決は、深夜見ず知らずの男から襲われたのであるから、その際の正確な状況の再現を求めること自体に無理があるとの理解を示すのであるが、深夜一人歩きの途中に痴漢に襲われるという特異な体験をした女性が、最初に抱きつかれた地点という程度の比較的単純な事柄について、それほど記憶が曖昧であるということは容易に肯きがたく、それでもそれが事実というのなら、証言は、漠然としたままの答えにとどめておけばいいものを、相互に矛盾するようなあれこれの供述をして帰一しないというのはやはり不自然というほかなく、かりに、Hが本件被害時の記憶に自信がなかったとしても、証言は、同女が実況見分に立ち会って現場においてその地点を既に指示して確定したのちのことであつてみると、当該地点がそこであることをはっきり供述することができないはずはないのであつて、にもかかわらず供述が混乱する理由を原判決のような理解で追認するわけにはいかな⁽⁶⁸⁾い。

これと関連して、ある程度具体的な反対仮説が叙述されることがある。共犯者供述の信用性を否定した前記大阪高裁平成七年六月一四日判決は、虚偽供述の理由を「覚醒剤一袋の営利目的所持という重い刑責を一層軽減する目的で、自己の単独犯行であるのに他人が仕入れや密売という重要な行為を担当したことに基づく、共犯者として当初は架空の『D』の名を挙げたものの、厳しい追及を受けて覚醒剤前科の多い、身近な被告人の名を挙げた」と示している。⁽⁷⁰⁾

一方、無罪判決破棄事例においては、有罪判決破棄事例とは異なり、最高裁の場合と同様、「一般的説明の強制」が多みられる。⁽⁷¹⁾

例えば、前節で述べたように、板橋強制わいせつ事件の二審判決は、自白の信用性について、「一般的にいつて、被疑者が種々の思惑から、必ずしも犯行の全容を余さず供述するものとは限らない」という理由で、当該具体的事情を一刀両断していた。⁽⁷²⁾

甲山事件偽証事件第一次控訴審判決においても、偽証の犯意につき、「喚起された記憶」と一定の事実を基礎に推論された「認定事実」の区別は困難で、被告人も自己の認識としては記憶を喚起できたと思っていたのではないかと判断した一審に対し、二審は、「被告人は心理学の専門的学識を有する者であるから、両者の異同を十分に理解していたものと考えられ」としている。⁽⁷³⁾

小田原タクシー強盗殺人事件一審判決は、被告人が犯人であることを伝えるKの供述の信用性を否定する理由の一つとして、ほぼ連日にわたり事情聴取を受け、かつ、雇用主から事情聴取の様子を聞かれたため、早く取調べを終わらせた等々の心理が働いた余地があったとも考えられるという判断を挙げた。⁽⁷⁵⁾これに対し、二審判決は、①そ

のような心理があつても、Kが被告人を犯人に仕立て上げるような意味を持つ嘘の供述をする動機としては十分でない、②雇用主から事情を聞かれたために、被告人を犯人に仕立て上げるような嘘をついたのではないかの疑いは生じない等の理由により原判決の疑問を排斥した。⁽⁷⁷⁾なぜ動機として十分でないのか、なぜ疑いは生じないのか、理由は十分に述べられていない。このような重大事件に被告人を巻き込むほどの理由とはいえないとの趣旨が判示からは窺われるが、そうだとすれば、それは「一般的説明の強制」であろう。

甲山事件第一次控訴審判決は、自白内容が概括的であり、具体性に欠けるのではないかという問題に対し、本件犯行は、態様の複雑なものでもないことを考えると、相当程度具体的な供述をしていると判断した。⁽⁷⁸⁾しかし、この点につき一審判決は、X連れ出し後、殺害までのXの行動につき、当然供述があつてしかるべき点につき触れていないなど、当該具体的事情に基づいて「具体性に欠ける」という結論を導いている。⁽⁷⁹⁾これらの具体的根拠にいかなる問題があるのか、第一次控訴審判決には触れていない。

このように、無罪判決破棄・有罪判決維持事例においては、根拠を具体的に叙述しないとという類型に該当するものは多い。

ウ 一審の抱いた疑い／一審の合理的な説明の再提示

皇居迫撃弾事件や自民党本部放火事件⁽⁸⁰⁾など、無罪判決維持の事例においてみられる。この場合、実質的には一審の疑いを確認しているもののだが、検察官の控訴審段階における新たな主張等に対応して、実際の叙述は、より詳細になっている。

原審有罪判決を維持する場合についても、部分的に原審と異なる評価をする場合もみられるとはいえ、基本的には

原審の結論が維持される類型なので、原判決の叙述との対決はみられない。但し、無罪判決維持の場合とは異なり、弁護人の控訴趣意に対する判断は、非常に簡潔に叙述されている。

いわゆるロス疑惑殴打事件⁽⁸²⁾において、共犯者（Y子）の供述の信用性が問題になったが、その中で、Y子の供述を裏づけるCの供述の信用性が争点になった。この点に関し、弁護人が主張する疑いの中に、次のような点が含まれていた。①CはY子の『大変なことをしてしまった』という言葉に対し、すかさず、『まさか人殺しをしたわけではないだろう』と聞き返した」と供述するが、右のようなY子の言葉に対し、このような問を発することはあまりにも唐突であり、不自然である、②Cは真実Y子が泣きながら告白したとすれば、途中で店を出て、車の中で話をするのが自然なのに、Cは、店で最後の客となったがまだ店で過ごしていたがたと供述している。しかし、最後の客となり、店の人の注意を引きつけながら、かかる重大な話を続けたいのと考える心理は理解し難い、③Cは、相手の奥さんが死亡しなかったとだけ聞いたのみで、怪我の程度についてはわからなかったのに、そんなに大事にはならないだろうと即断し、「人間気持ちを入れ替えて、本当に大切なことは何か、もう一度考え直してごらん」と慰めたというが、Y子の話によれば、重量のある凶器で頭を殴り、血まで出たというのであるから、右のように判断し、右のような教訓をたれるというのは理解できない、④警察が関与するなどしていれば、ホテル内強盗殺人未遂事件ということで重大な事態になるはずで、その犯人を連れ歩いたり犯人の部屋に泊まったということになれば、C自身も職場を追われたり、警察から厳しく取り調べられたりする可能性があるから、Y子が殺人の告白をしたとか、Cがそれを真面目に聞いたなどというのは現実味がない、⑤Cが真実Y子から告白を受け、Y子の身を案じたとすれば、Y子を一人で送り出したのは不可解であり、また、ホテル関係者にY子の話の真偽や事件の様子を確かめたり、同僚のZに下

ライブ中のY子の言動を聞いたりするのが当然と思えるがそのような行動を一切とっていない。⁽⁸³⁾

これに対し、東京高裁は、①については、知り合つて間がない女性が、一緒にパールームでカクテルを飲んでいる途中、急に泣き出して、「実は、私、大変なことをしてしまった」と言われた時の問としてみれば、所論のいうほど唐突で不自然であるとはいえないとし、②については、Cがこのような心理状態になったからといって理解し難いとはいえないとし、③については所論のようにCが判断し教訓を垂れても、理解し得ないということとはできないと述べ、④については、相手は若い女性であるし、Cの証言からすれば、所論のいうような事情から、Cの証言に現実味がなるとはいえないと考えられるとし、⑤については、所論の点が極めて不可解であるとか、所論のような行動をとるのが当然であるとまではいえないと考えられるとしている。⁽⁸⁴⁾

三 小括

まず、最高裁の諸事例の特徴と比較してみよう。有罪判決破棄等事例においては、次の八点が挙げられる。①「原判決に叙述が無い事情の指摘」に該当するものは最高裁と同様多い。②「原判決の叙述に対する具体的批判」中、「一般的説明の否定」に該当するものも同様に多い。③「原判決の叙述に対する具体的批判」中、当該具体的事情が一定の事実を証明する蓋然性の程度につき、原判決が触れていない事情を挙げることなく原判決を批判するというケースが、最高裁とは異なり、みられない。④原判決理由の「解釈」につき詳細に叙述するケースがみられる。⑤最高裁とは異なり、「全ての争点につき判断しない」類型に該当するものがみられない。⑥最高裁とは異なり、「一般的疑いの強制」類型に該当するケースがみられない。⑦最高裁事例の場合に比べて具体的な反対仮説が叙述されることがある。

⑧ 「一審の抱いた疑いの再提示」類型に実質的に該当する叙述は、一審判決の叙述よりも詳細になっている。

無罪判決破棄等事例については、次の七点が挙げられる。①最高裁事例と異なり、「原判決に叙述が無い事情の指摘」に該当するものが少ない。②最高裁事例と異なり、「原判決の叙述に対する具体的批判」の中で、「一般的疑いの否定」の類型に該当する叙述が少なくない。③「原判決の叙述に対する具体的批判」の中で、蓋然性の程度につき、原判決が触れていない事情を挙げることなく原判決を批判する（が原判決の叙述に正確に対応していない）というケースが最高裁とは異なり多くみられる。④最高裁とは異なり、「全ての争点につき判断しない場合」類型に該当する叙述は少ない。⑤詳細に叙述されているが、実質的には、「全ての争点につき判断しない場合」の一類型である。「一言で片付ける」ものに該当すると評価できるものがみられる。⑥「一般的説明」類型に該当するものは最高裁と同様多い。⑦最高裁と同様、「一審の合理的な説明の再提示」類型に該当するものもみられる。

これらの事情から、控訴審の裁判例の叙述に対し、いかなる特徴を指摘することができるだろうか。

第一に、有罪判決破棄事例、無罪判決破棄事例、共に、相当多量な叙述がなされ、原判決と結論が異なる場合には原審の判断が誤っていることを詳細に示そうとする傾向があると評価することができる（有罪判決破棄等事例における全ての要素、及び、無罪判決破棄等事例における③④⑤）。「合理的な疑い」という基準は、控訴審においては、まず、有罪判決破棄であれ、無罪判決破棄であれ、具体的論理的に原判決を批判することが可能な場合に一定の機能を果たしている。つまり、叙述可能性を前提にするという意味で、最高裁のそれよりも事実上「高度な疑い」になっている。有罪判決破棄事例からみるならば、控訴審裁判官は「高度な疑い」を叙述すべく自ら義務を課しているともいえる（有罪判決破棄等事例における③⑤⑥⑦⑧参照）。これに対し、無罪判決を破棄する場合には、一審の叙述に正

確に対応するものになっていない場合が多い（無罪判決破棄等事例における③⑤）。また、原判決と結論が同一の場合においては、無罪判決を維持する場合のほうが、有罪判決を維持する場合よりも具体的といつてよい（有罪判決破棄等事例における⑧と無罪判決破棄等事例における⑦を比較せよ）。したがって、「高度な疑い」に対応して「被告人に不利益な高度の説明」がなされているわけでは必ずしもない。無罪判決破棄事例からみるならば、控訴審裁判官は、「高度な疑い」を叙述するよう、一審裁判官に義務を課しているともいえるのである。

第二に、原判決に対する批判を十分に叙述しないと評し得るものは、無罪判決破棄判決・有罪判決維持判決の場合に限られていることがわかる（無罪判決破棄等事例における①③⑤⑥⑦）。「一般的な疑い」を挙げて合理的な疑いとする有罪判決破棄事例はないが、「一般的説明」を合理的な説明とする無罪判決破棄事例は多く存在する（有罪判決破棄等事例における⑥と無罪判決破棄等における⑥を比較せよ）。具体的論理的に原判決を批判できない場合に「合理的な疑い」が一定の機能を發揮するのは、無罪判決破棄の場合のみである。つまり、具体的・論理的に原判決の疑いを批判できない際に、「合理的でない」といった曖昧な言葉でそれを隠蔽すること——そのような機能を果たすべく「合理的な疑い」というフレーズが用いられるのは、無罪判決破棄の場合に限られているのである。

- (1) 拙稿「刑事裁判における証明基準の研究(一)——「合理的な疑い」の機能的検討——」大阪経済法科大学法学論集四七号
一一九、一三三頁参照。

- (2) 拙稿・前掲論文一七〇頁以下参照。

- (3) 一方で、特に最近の無罪判決破棄事例について、「克服されたはずの直感的印象的な判断方法がとられ」、「事実認定の適

- 正化に逆行する動きが生じ始めたのではないか」という懸念が表明されている(川崎英明「事実認定の現状と刑事弁護の課題」季刊刑事弁護三号三〇頁)。無罪判決破棄事例における証拠評価の実質をみるならば、このような指摘も可能かもしれない。本文で記したように、本稿では、近時の判決は「分析的評価」を行っていると評価したうえで分析を行うが、これは、判決理由の叙述の「形式」に注目しているためであり、論者の評価と矛盾・対立するものでは必ずしもない。
- (4) 裁判例の検索は、判例体系CD-ROM及び判例タイムズの判例年報を用い、条文検索(刑事訴訟法三八二条等)により行った。
- (5) 判タ八〇二号二三三頁(一審判決は、大阪地堺支判平成元年二月二〇日・判タ七〇〇号二七〇頁)。
拙稿・前掲論文一八二頁以下参照。
- (6) 判タ八九四号二七九頁。
- (7) 判タ八九四号二八一頁。
- (8) 神戸地判平成六年三月二九日・判タ八九四号二八三頁。
- (9) 守屋克彦『自白の分析と評価』二九四頁以下、渡部保夫『無罪の発見』三一頁以下、田崎文夫・龍岡資晃・田尾健二郎『自白の信用性』三三頁以下等参照。
- (10) 東京高判平成一〇年七月一日・判時一六五五号三頁。
- (11) 東京地判平成六年三月三日・判時一五〇二号四八頁。
- (12) 判時一五〇二号六九頁。
- (13) 判時一六五五号三二一三三頁(「小括」の部分)参照。
- (14) 判時一六五五号三三頁。
- (15) 判時一六五五号三三頁。
- (16) 福岡高判平成一〇年一月二〇日・判時一六三七号一三五頁。

- (18) 福岡地久留米支判平成八年五月八日・判時一五八四号一六〇頁。
- (19) 判時一五八四号一四三頁参照。
- (20) 判時一六三七号一六〇頁参照。いかなる証拠により控訴審が指摘する事実が認められたのかは判決理由からはわからないが、自白内容に基づいている可能性が高いのではないか。そうだとすれば当該判断は疑問である。
- (21) 拙稿・前掲論文一四四頁以下参照。
- (22) 金沢地判平成二年三月二七日・判タ七八六号二七八頁。
- (23) 名古屋高金沢支判平成三年三月二六日・判タ七八六号二六〇頁。
- (24) 判タ七八六号二六四頁。
- (25) 大阪地判平成三年七月四日・判タ八二九号二八四頁。
- (26) 判タ八二九号二八五頁参照。
- (27) 判タ八二九号二八五頁。
- (28) 判タ八二九号二八五頁参照。
- (29) 大阪高判平成四年二月二八日・判タ八二九号二七七頁。
- (30) 判タ八二九号二八三頁。
- (31) 判タ八二九号二八三頁。
- (32) 判タ八九四号二八四頁。
- (33) 判タ八九四号二八一頁。
- (34) 拙稿・前掲論文一四六頁以下参照。
- (35) 判時一五〇二号六九頁。
- (36) 判時一六五五号二三頁参照。

- (37) 判時一六五五号二五頁。
- (38) 拙稿・前掲論文一七五頁以下参照。
- (39) 東京高判平成八年一〇月八日・判タ九二六号一〇七頁。
- (40) 東京地判平成五年一月一六日・判タ八四三号一三二頁。
- (41) 判タ八四三号一三九頁参照。
- (42) 判タ九二六号一一六頁。
- (43) 拙稿・前掲論文一四六頁以下参照。
- (44) 大阪高判平成三年九月二六日・判タ八三二号二二九頁。
- (45) 大阪地判昭和六三年四月二六日判決・判時一二九四号一四六頁。
- (46) 判時一二九四号一五六頁。
- (47) 判タ八三二号二五九頁。
- (48) その他、福井女子中学生殺人事件控訴審判決(名古屋高金沢支判平成七年二月九日・判時一五四二号二六頁)等参照。當時の状況からみて、被害者の被害直前の言動等を捜査官が入念に追求するはずなのに、被告人を待つている間についての供述が薄く、被告人が戻ってきた後については詳細になっていることから、自己に不利益にならない範囲で迎合している疑いがあるとして、B供述の信用性を否定した原判決(福井地判平成二年九月二六日・判時一三八〇号二五、三七頁参照)に対し、控訴審判決は、不自然とはいえないと判断した。B供述が信用できる旨ストーリーを立てているが、原判決の叙述との関係では、傍線部分に応じたものになっていない。
- (49) 神戸地判昭和六二年一月一日・判時一二七二号五一頁。
- (50) 判時一二七二号五九頁参照。
- (51) 判時一二七二号五九頁以下参照。

- (52) 判時一二七二号六〇頁。
- (53) 大阪高判平成五年一月二二日・判時一五六一号一四一頁。
- (54) 判時一五六一号一四四頁。
- (55) 拙稿・前掲論文一七七頁参照。
- (56) 拙稿・前掲論文一四九頁以下参照。
- (57) 控訴審における証拠調べの程度によっては、単に原審の判断をとりあげて検討するだけでなく、原審では取り上げられなかった争点をも含めて詳細に判断される場合もある。典型として、被告人Yに関するロス疑惑銃撃事件東京高裁判決（判時一六五五号三頁）が挙げられる。
- (58) この点は、控訴審は控訴趣意書に示された争点について判断していることとも関連する。すなわち、事実認定に関し控訴する場合、ほとんど全ての点について控訴趣意書で争点として挙げられるという事情がある。
- (59) 大阪高判平成二年三月二三日・判時一三五四号二六頁。
- (60) 神戸地判昭和六〇年一〇月二七日・判時一一七九号二七頁。
- (61) 判時一一七九号五〇頁以下参照。
- (62) 判時一三五四号五五頁参照。
- (63) 拙稿・前掲論文一七八頁以下参照。
- (64) 函館地判平成四年三月一三日・判タ八一八号二二九頁。
- (65) 判タ八一八号一五〇頁。
- (66) 札幌高判平成七年三月七日・判タ九一一号二二二頁。
- (67) 判タ九一一号二三〇頁。
- (68) 拙稿・前掲論文一五三頁以下参照。

- (69) 判タ七八六号二六六頁。
- (70) 判タ八九四号二八一頁。
- (71) 拙稿・前掲論文一八一頁以下参照。
- (72) 拙稿・前掲論文一五九頁以下参照。
- (73) 判時一五六一号一四七頁。
- (74) 横浜地小田原支判平成八年三月八日・判時一五九六号一三二頁。
- (75) 判時一五九六号一五二頁。
- (76) 東京高判平成一年四月二八日・判タ一〇一三号二四五頁。
- (77) 判タ一〇一三号二六五頁参照。
- (78) 判時一三五四号五四頁参照。
- (79) 判時一一七九号五一頁以下参照。
- (80) 東京高判平成八年一月一七日・判時一五八八号一四五頁（二審）、東京地判平成六年三月三十一日・判時一五〇二号四八頁（一審）。
- (81) 東京高判平成六年二月二日・判タ八六五号一〇七頁（二審）、東京地判平成三年六月二七日・判時一四三〇号三頁（一審）。
- (82) 東京地判昭和六二年八月七日・判時一二四八号三八頁（二審）、東京高判平成六年六月二日・判時一五一一号二六頁（二審）。
- (83) 判時一五一一号三五頁以下参照。
- (84) 判時一五一一号三六頁。他に、無盡蔵店主殺人事件控訴審判決（東京高判昭和六二年五月九日・判時一二三三九号二二頁）における、自白によるところの犯行動機に関する叙述（判時一二三三九号二六頁以下）、広田事件控訴審判決（大阪高判平成五年四月三〇日・判時一五〇三号一五一頁）における被目撃者の同一性に関する叙述（判時一五〇三号一五八頁以下）等参照。

